

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

光サービスの乗り換え?

契約は内容をよく確認してから!

大手通信会社の名前で電話があり、これまでより料金が安くなるというので、プロバイダ契約を結んだ。しかし、後から確認すると、契約先は契約中の会社とは関係の無いところだった。相手を信用できなくなったので解約したい。

アドバイス

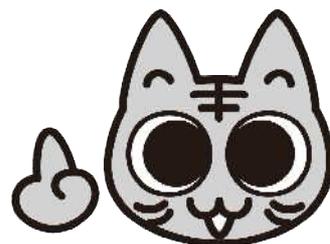
最近、多くの事業者が、大手通信事業者から卸販売を受けた光回線を利用して、インターネットの接続やIP電話、携帯電話などのサービスを販売するようになりました。

これまでよりも安い金額でインターネットを利用できること等を強調し、現在利用している回線利用契約の変更(乗り換え)を勧めるセールスが盛んに行われています。

それに伴い、「内容がよくわからないまま契約してしまった」、「大手通信事業者と契約したと思っていたら違う相手だった」、「頼んでもいないオプションがついていた」、などのトラブルが発生しています。

サービスの乗り換えをするに当たっては、月々の支払額はもちろん、次のことにも気をつけて、契約の内容をよく確認しましょう。

- 契約相手は誰ですか?
- 今のプロバイダの契約解除が必要ですか?
- 契約解除料金が発生しますか?
- メールアドレスは変更になりますか?



契約上のトラブルや被害の疑いがあれば、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

消費者ホットライン ☎ 0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0

身近な消費生活相談窓口につながります。(消費者ホットラインはこの夏から「188」になる予定です!)

消費者力アップ！フェスタかながわ

毎年5月は消費者月間です！「みんなでつろう！消費者が主役の社会！！」(消費者月間統一テーマ)

【日 時】 5月15日(金) 12:00～16:00

【会 場】 かながわ県民センター2階ホール(横浜駅西口より徒歩5分)

【申込み】 消費生活課 普及推進グループ

(電 話) 045-312-1121(内線2642) / (ファクシミリ) 045-312-3506

お申し込みは
電話または、
ファクシミリで！



フェスタ内容

(1) 講演 (12:00～)

「消費者市民社会って...なんだ!？」

講師: 萩原 なつ子氏(立教大学大学院教授)

消費者が、公正かつ持続可能な社会づくりに、積極的に参画する「消費者市民社会」について、具体例を交えながら、分かり易くお話いただきます。

(2) 団体による活動発表 (12:50～)

「消費者力アップ! 県民提案事業」の実施団体が、昨年度に取り組んだ活動の成果を発表します。団体が講座で実際に行っている寸劇やクイズの実演もあります!(右表参照)

(3) 資料展示

団体の活動内容を紹介する資料の展示を行います。また、暮らしに役立つフリーレットやオリジナルグッズも用意しています!

発表団体	発表内容(事業内容)
表丹沢菩提里山づくりの会	大豆の育成と味噌作り体験講座
NPO法人FPネットワーク神奈川	不動産・セカンドライフ・相続・介護など、 暮らしのお金に関するセミナー
消費者問題に取り組む「Cの会」	高齢者・障がい者向けの寸劇による出前講座、 地域の見守りに向けた取組み
(公社)日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会東日本支部	高齢者・障がい者向けの寸劇による出前講座、 地域の見守りに向けた取組み
(一社)かながわFP生活相談センター	金融商品・医療保険・相続・介護など、 暮らしのお金に関するセミナー
小さなクローバーの会	終活セミナーを通じた、 オリジナルエンディングノートの開発
Safety Kids いずみ	子どもの事故予防のための啓発講座と教材制作
海老名高校 消費・経済研究会 (海老高「ファイナンス・クラブ」)	高校のサークル活動による消費者教育の実践
神奈川県消費者団体連絡会 / NPO法人 神奈川県消費者の会連絡会	医療・税・エネルギーなど、 暮らしの仕組みを学ぶ講座
(一社) スマート・ウイメンズ・コミュニティ	環境にやさしい食材(ローフード)の学習と、 調理法・レシピの考案・試食
横浜市消費生活応援隊	悪質商法被害未然防止のための出前講座

知っておきたい 消費生活のキーワード

通信回線契約のクーリング・オフ

クーリング・オフってご存知ですか?

自宅への電話セールスや、訪問販売などによる「不意打ち性」が高い方法で結ばれた契約には、契約後一定期間、頭を冷やす期間(クーリング・オフ期間)が設けられています。

この期間内に、書面で契約先に申し出れば、無条件で解約をすることができます。

ところが同じ電話勧誘や訪問販売であっても

通信回線契約にはクーリング・オフが適用されません。一旦契約が成立した後での解約には解約料が発生することがあります。勧誘されるままに安易に契約せず、よく考えてから契約しましょう。

クーリング・オフについて、詳しくは、消費生活課のホームページをご覧ください。

かながわの消費生活>「クーリング・オフのしくみ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370211/>